

○総務省告示第二百号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十一条第一項の規定に基づき、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定第八条7の規定により、同法第二条第六項に規定する日欧合同委員会から同法第三条第四項に規定する認定適合性評価機関の登録について通報があった旨を、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

総務大臣 竹中 平蔵

- 一 登録年月日 平成十八年三月十四日
- 二 名称 株式会社ユーエルエーペックス
- 三 住所 三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六
- 四 国外適合性評価事業の区分 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第二条第八項第一号の国外適合性評価事業
- 五 対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ 対象とする特定輸出機器の範囲

(1) 通信端末機器（公衆電気通信回線との接続において電波を使用するものを除く。）

(2) 無線機器

(i) 短距離無線機器（欧州規格（以下「EN」という。）三〇〇―二二〇―三、EN三〇〇―三

三〇―二、EN三〇〇―四四〇―二又はEN三〇〇―四八九―〇三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(ii) 二・四GHz帯ワイドバンド送信システム（EN三〇〇―三二八、EN三〇〇―三二八―二又はEN三〇〇―四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(iii) GSM方式携帯電話（EN三〇〇―四一九―一、EN三〇〇―四一九―二、EN三〇〇―四一九―三、EN三〇〇―四一九―七、EN三〇〇―四八九―〇七又はEN三〇〇―五一―一の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(iv) ワイヤレスマイク（EN二〇〇―四二二―二、EN二〇〇―四五四―二、EN三〇〇―三五七―二又はEN三〇〇―四八九―〇九の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

- (v) 五GHz帯無線LAN（EN301 489―17又はEN301 893の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ 業務の範囲

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律施

総務省

行規則（平成十三年 令第三号）第三条第一項第一号イに規定する附属書3及び4の業務に限

経済産業省

る。